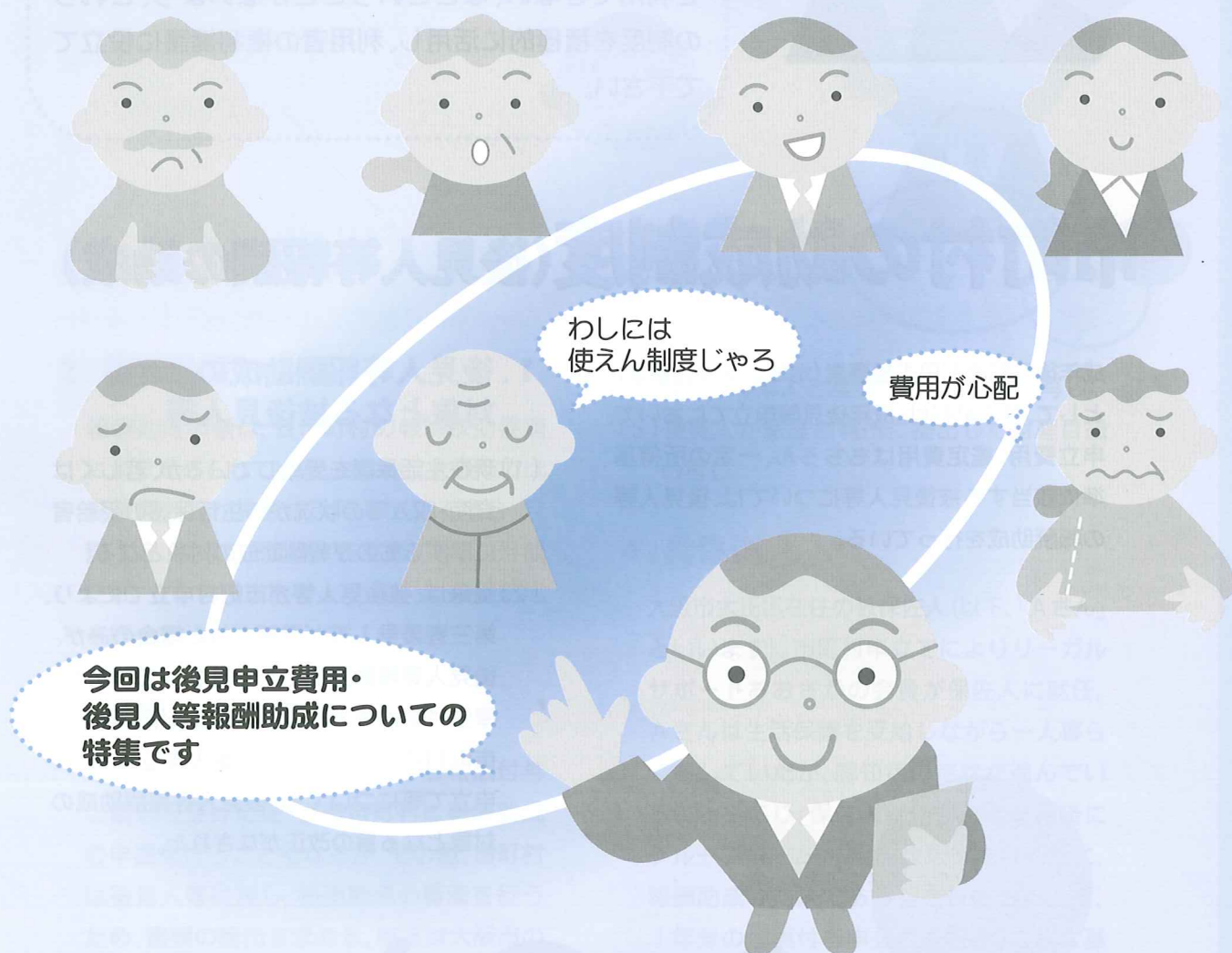


～あなたとともに成年後見を考える～

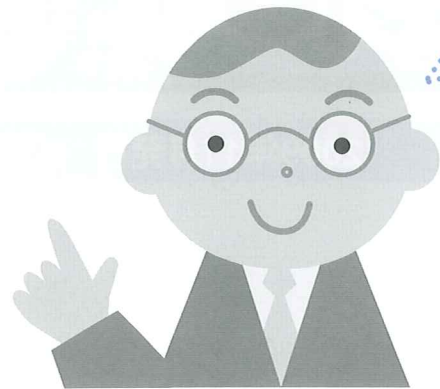
リーガルサポートにゅーす

2009年11月発行 <第8号>



● 成年後見制度の利用を可能とするために

- 市町村の助成制度
- 公益信託 成年後見助成基金
- 成年後見等申立の法テラス利用について



成年後見制度を利用するには、申立費用、登記手数料、鑑定費用などの実費が必要となります。

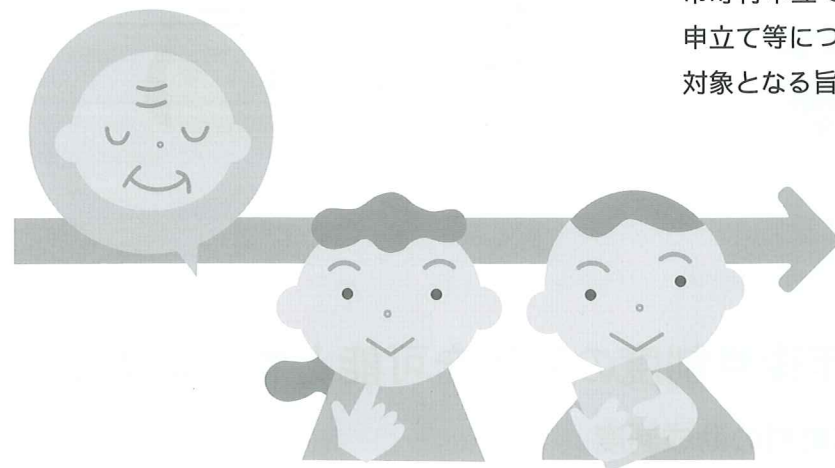
また、第三者後見人(司法書士、弁護士、社会福祉士など)が就任した場合には、その費用も発生します。

これらの費用を負担する資力がない場合にも、成年後見制度の利用を可能とするために、各種制度が設けられています。

経済的理由によって、本来必要とされる成年後見制度を利用できない、などということがないよう、これらの制度を積極的に活用し、利用者の権利擁護に役立てて下さい。

市町村の助成制度(後見人等報酬の助成)

成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)として、各市町村は、成年後見等申立てにおいて、申立費用・鑑定費用はもちろん、一定の所得基準に該当する被後見人等については、後見人等の報酬助成を行っている。



1. 後見人等報酬助成の対象となる被後見人等

- (1) 現在生活保護を受給しているか、若しくは資産・収入等の状況から生活保護の受給者に準ずるものが報酬助成の対象となる。
- (2) 従来は、被後見人等が市町村申立てにより、第三者後見人等が選任された場合のみが、後見人等報酬助成の対象となっていたが、厚生労働省通達により平成20年4月から、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても、後見人等報酬助成の対象となる旨の改正がなされた。



2. 報酬助成の金額

報酬助成の額は、各市町村の報酬扶助要綱により定められている。ちなみに大阪市では、被後見人等が施設に入所している場合、月額18,000円以内、在宅者の場合、月額28,000円以内を上限として、報酬助成を行っている。

3. 報酬助成の審査

成年後見人等は、家庭裁判所から報酬付与の審判を受けた後、当該市町村に報酬助成の申請を行うことになるが、その際、市町村は後見人等に対し、報酬助成の審査を行うため、書類の提出を求める。以下は大阪市の求める報酬助成申請の際の必要書類である。

- (1) 成年後見制度後見人等報酬助成申請書
- (2) 家庭裁判所が発行する報酬付与の審判決定通知書の写し
- (3) 家庭裁判所が発行する後見人等の決定通知書の写し

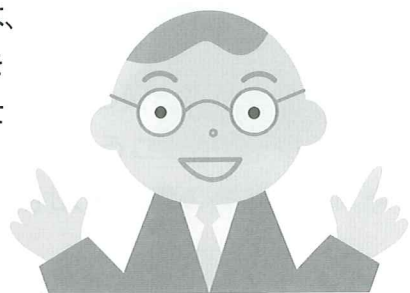
- (4) 後見人等本人と確認できる証明書の写し
- (5) 後見人が家庭裁判所に提出した財産目録の写し

4. 具体例

大阪市大正区在住の被保佐人(以下、「Aさん」といいます)。市町村申立てによりリーガルサポートおおさかの会員が保佐人に就任。Aさんは生活保護を受給しながら一人暮らしをしていたが、認知症の症状が進んでいくこともあり、保佐人就任から4ヵ月後にグループホームへ入所。大阪家庭裁判所に、報酬助成の対象である旨を付言した上で、1年分の報酬付与申立てを行う。これに基づき、大阪家庭裁判所は、25万6000円の報酬付与の審判を行った(在宅28,000円×4ヶ月、施設18,000円×8ヶ月)。その後保佐人は大正区に報酬助成申請を行い、約2ヶ月後に報酬がAさん名義の通帳に振り込まれた。

公益信託 成年後見助成基金 (後見人等報酬の助成)

社団法人成年後見センター・リーガルサポートを委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする公益信託を活用して設立された『公益信託 成年後見助成基金』は、後見人等に対して報酬を支払うことができない人を対象に、一定の後見報酬を助成する制度です(司法書士に限りません)。



設立当初、信託財産2,000万円、助成件数6件(72万円の給付)で始まった当基金は、平成20年度には信託財産約1億9,420万円、助成件数61件(8,505万円の給付)へと増加し、平成21年6月末日現在の助成決定件数は、149件(リーガル会員司法書士96名、その他司法書士3名、社会福祉士41名、その他3名、助成決定額1,776万6,000円)となっています。



応募期間(毎年4月)や助成期間(最長5年)の限定、助成額の上限(最高2万円)など利用しづらい点もありますが、無報酬や低報酬の後見業務が減ることにより第三者後見人等の就任を促すことになるこの制度を、是非活用して頂きたいと思います。

(1) 助成対象

- ① すでに就任し
- ② 3ヶ月以上、後見等事務を行った
- ③ 親族以外の個人の成年後見人(保佐人、補助人、任意後見人、監督人も同様)
- ④ 利用者(＝被後見人等)年齢が概ね後期高齢者、又は、知的障がい者・精神障がい者
- ⑤ 利用者と生計を一つにする家族の年収が260万円以下で、かつ他に資金化できる適当な資産がない

(2) 助成金額、助成期間

被後見人等一人に対し、原則月額1万円(最高2万円が限度)
期間は、最長5ヵ年(1年毎に申請。2年目以降は継続申請が必要)

(3) 応募方法、応募期間

応募要項、助成金申込書は毎年3月にリーガルサポートのホームページに掲載されるので、そこから取得し郵送により申込む

※リーガルサポートURL

<http://www.legal-support.or.jp/>

応募期間は毎年4月(平成21年度の締切は4月末日必着)

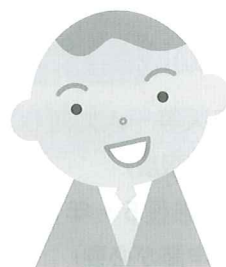
(4) 平成21年度の利用例

- ① 大阪府在住の被後見人。就任中、後見人が過去1年分の報酬に関し新規応募。決定は12ヶ月分、月額10,000円。
- ② 大阪府在住の被後見人。被後見人の死亡後、後見人が過去1年の報酬に関し新規応募。決定は12ヶ月、月額10,000円。

※①②とも6月に決定通知が届いた。この決定通知書を添付して裁判所に「報酬付与審判の申立」を行い、審判書写しを基金に送付し、給付を受ける予定。



成年後見等申立の 法テラス利用について (後見等申立費用の立替助成)



成年後見等の申立を検討しているが、申立に必要な司法書士報酬やその他実費が用意できない人のために、法テラスでは、下記のとりの費用の立替援助を行なっておりますので、「お金が無いから申立ができない」ということはございません。ご利用は、法テラス・リーガルサポート・司法書士会等へご相談下さい。

なお、法テラスによる費用の立替援助については立替援助決定後、原則として毎月5,000円から1万円の範囲で法テラスへ返還していく必要があります。

資力基準 申込者およびその配偶者について、下記の資力基準・資産基準の要件が審査される(多重債務の場合と同じ要件です)。

人数	手取月収額の基準(注1)	家賃又は住宅ローンを負担している場合に 加算できる限度額
単身者	基準	18万2,000円以下
	大都市基準	20万200円以下
2人	基準	25万1,000円以下
	大都市基準	27万6,100円以下
3人	基準	27万2,000円以下
	大都市基準	29万9,200円以下
4人	基準	29万9,000円以下
	大都市基準	32万8,900円以下

注1:大都市基準は、河内長野・泉佐野・大阪狭山・柏原・泉南・富田林・阪南・羽曳野の各市、泉南・豊能・三島・南河内の各郡を除く大阪府下の場合に適用します。5人家族以上の場合も金額が細かく規定されておりますので、詳細は法テラス大阪事務所へご確認ください。

資産基準 単身者 金180万円以下 (生活に必要な不動産や医療費・教育費・冠婚葬祭費などの為の預貯金であれば、その金額を除いた金額)
2人家族 金250万円以下
3人家族 金270万円以下

立替援助金額 実費分 金15,000円
報酬分 金42,000円～金63,000円
鑑定費用 全額が直接裁判所に支払われる

申込み方法 一般事件用の援助申込書類を使用し、必要事項を記載して、後掲の添付書類を添えて法テラスへ申込みます(FAXでも申込可)。援助申込書類は法テラス大阪のホームページより取得できます。詳細は法テラスへご相談下さい。

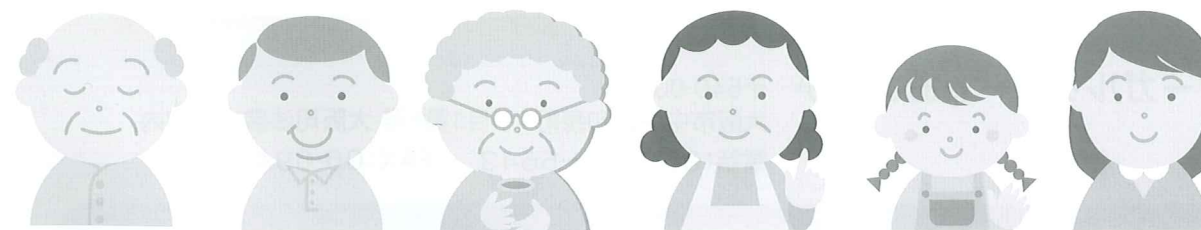
添付書類

- 申込者及びその配偶者の収入を証する書面
- 申込者の本籍・筆頭者の記載のある世帯全員の住民票
- 申込者と本人の関係のわかる戸籍謄本

(医師の診断書等は特に必要書類とされていないが、申立て用に取得しているときは参考書類として添付すると審査が容易になる。)

注意事項 申込後、法テラスによる面談審査が原則として行なわれます。

【法テラス】 URL <http://www.houterasu.or.jp/>
大阪地方事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
大阪弁護士会館B1F
電話 050-3383-5425



さらなる成年後見制度の普及のために

成年後見制度の利用が必要な方は大勢いらっしゃると思いますが、さまざまな理由により、その利用がなされない方もいらっしゃいます。

利用が妨げられていることの一つとして、費用の問題もあると考え、今回は費用の助成制度についてまとめてみました。以前は、市民の方から「成年後見制度はお金持ちが利用する制度でしょ？」という声がありましたが、実際には消費者被害や、

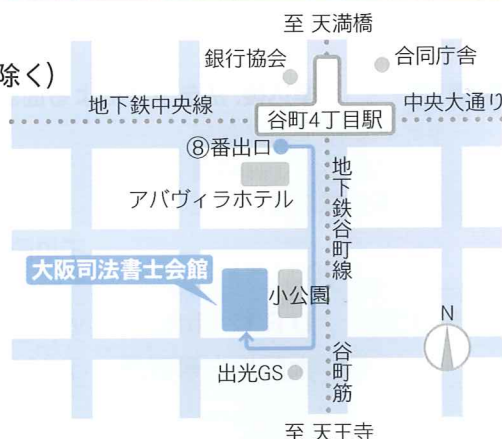
虐待等の理由から、財産の有無に関わらず、成年後見制度を利用する方はいらっしゃいます。

今後もさらに、成年後見制度に関わる社会資源を活用し、地域の行政・福祉・医療・司法が一体となって、高齢者等が消費者被害や虐待の被害にあう前に、必要に応じて成年後見制度を利用し、誰もが尊厳ある生活と人生を送れる社会にしていきたい。それがリーガルサポートおおさかの願いです。

成年後見制度、高齢者・障がい者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

電話番号 ☎ **06-4790-5656**
電話相談
日時 土・日曜日、祝日を除く **毎日** 午後1時～午後4時(予約不要)

日時 **毎週木曜日** (但し、祝日は除く)
 午後1時～午後4時、予約不要
 (受付時間: 午後3時30分まで)
面接相談
場所 **大阪司法書士会館**
 大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
 (☎ 06-6941-5351)
 ●地下鉄谷町4丁目駅
 ⑧番出口より谷町筋を南へ徒歩5分



苦情受付センター 万一、担当会員が後見業務について不適切な業務等を行っている場合は、苦情受付センターまでご連絡下さい。
 電話受付の上、月1回面談にて苦情を受け付けております。
予約電話 ☎ **06-4790-5643**

リーガルサポートおおさか 〒540-0019
 大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内
 電話: 06-4790-5643 FAX: 06-6941-7767

リーガルサポートおおさか <http://www.legal-support-osaka.jp/>
 (社) 成年後見センター・リーガルサポート <http://www.legal-support.or.jp/>